大 使 館 便 り

第224号 令和3年11月8日 在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からの御挨拶

雨の戻りとともに気温も下がってきました。本邦では10月31日に第49回衆議院議員選挙が実施され、投開票の結果、概ね岸田政権が信任されたという格好となりましたが、日本の選挙活動期間と時を同じくして、当国では共和国議会における来年度予算法案の審議が行われていました。激しい議論の応酬を経て迎えた10月27日の本会議採決では、同予算法案は遂に否決されるという結果に至りました。予算法案の不成立はカーネーション革命による民主化以降、史上初の事態です。これを受けてマルセロ・リベロ・デ・ソウザ共和国大統領は各党や国家評議会の意見を聴取し、11月4日に行った国民向けの演説の中で、議会を解散し、総選挙を来年1月30日に行う旨を声明しました。近く議会解散と選挙日程官報掲載(公示)が行われ、慌ただしく選挙戦に突入することになります。ポルトガルは「復興強靱化計画」をEU加盟国の中で一番早く策定し、EU委員会から巨額資金の一部受領を開始していたところなので、政治的空白が起こらないことが万人から期待されています。こうして急転直下、新たな展開を始めた当国政局を、我々もしっかりと成り行きをフォローしていく所存です。

欧州では Covid-19 対応ワクチンの接種率が高くない国や地域を中心として、依然として新規感染者数の増加や医療システムへの負荷増大が見られますが、これと対照的にポルトガルは、世界トップクラスのワクチン接種率や生活上の個人の感染防止の習慣が比較的よく保たれている甲斐あってか、感染状況はこれまでのところ穏やかに推移しています。こうした状況や諸般の要素を勘案して、本邦当局も去る今月5日、ポルトガルから日本への渡航者へ課される入国時の水際措置を緩和する旨を決定しました(検疫所長が指定する場所での3日間の待機が不要に)。詳しくは領事メールでもお知らせしましたが、本号の下記4(2)でも御確認ください。

2. 政治・経済関係

(1) リスボンで第67NATO加盟国国会議会年次総会を実施

10月11日、リスボンで第67回NATO加盟国国会議会年次総会が開催され、レベロ・デ・ソウザ大統領及びコスタ首相が出席しました。レベロ・デ・ソウザ大統領は「EU・NATO間での対話が不足しており、アフガニスタンからの退避は控えめに言っても恥ずべきものだった。大西洋を横断する関係を弱める理由はない。真に重要なのは、傲慢と権力を混同せず、関係を強化し、新たな共通の課題への対応を編み出すことにある。」とEU・NATO間での対話の増加を訴えました。また、コスタ首相も、「ポルトガルは、NATOが70年に亘り平和を提供してきた欧州・大西洋間の中心に位置している。欧州に所属しているも、大西洋に面しているポルトガルは、EU・NATO間での協力の強化が、共通の課題への対応を行う最良の手段とみな

(2) 第32回ポルトガル・スペイン首脳会談を実施

10月18日、コスタ首相は、スペインのエストレマドゥーラ州カセレスで、第32回ポルトガル・スペイン首脳会談に出席し、スペインのサンチェス首相と会談を実施しました。両首相は二国間の更なる関係強化を図るための新たな友好条約に署名しました。コスタ首相は、会議後の会見で「ポルトガルとスペインは8つの合意に署名した。各合意はそれぞれ等しく重要であり、二国間関係、EU及びNATO内での共同のプレゼンスにおいて、ポルトガルとスペインとがこれまで以上に緊密で友好的かつ生産的な関係を築くための共通の意欲を表している。友好条約は、1977年に前回制定されて以来、最も重要な政策及び戦略的基盤を有する。本条約は、エネルギー転換及びデジタル化等の新領域における二国間関係に加え、EU、NATO、両国が重要な役割を担う場での多国間枠組みの協力強化も組み込んでおり、関係性を新たにするものである。」と会談の意義を説明しました。

(3) ユーロ・ソンダージェン社の世論調査-9月

10月21日、ユーロ・ソンダージェン社は政党支持に関する世論調査の結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党(PS)の支持率は38.1%(前月比3.4ポイント減)に減少し、最大野党・社会民主党(PSD)の支持率は27.5%(同0.3ポイント増)と先月から増加しました。PSとPSDの支持率の差は10.6ポイント(前月比3.7ポイント減)に減少しました。PS以外の各政党はそれぞれ支持率を増やし、民衆党(CDS)は最多(0.5%増)の伸び率を見せました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

【政党別支持率推移※1】

政党	6月	7月①	7月②	8月	9月	10月
社会党 (PS)	40.0	40.8	41. 1	41.3	41.5	38. 1
社会民主 (PSD)	27. 2	27. 3	27. 3	27.3	27. 2	27. 5
シェーガ党 (CH)	8.4	9.0	8.8	9. 0	8.9	9. 2
統一民主連合(CDU※ ²)	5.0	5. 2	5. 9	6. 0	5. 5	5. 6
リベラル主導党 (IL)	2. 7	2. 5	3. 3	4. 5	5. 2	5. 5
左翼連合 (BE)	5. 5	5. 2	4.8	5. 6	5.0	5. 1
人と動物と自然の党 (PAN)	2.2	2. 1	2. 2	2. 5	2.6	2.8
民衆党 (CDS)	2.5	2.2	2. 1	2. 1	2.0	2.5

^{※&}lt;sup>1</sup>インテルカンプス社の10月支持率が現時点で未公表なため、10月までのユーロ・ソンダージェン社の調査結果に基づいています。

(4) 2022年度予算案の否決及び議会選挙の解散

^{※2}ポルトガル共産党 (PCP)・緑の党 (PEV) の連合

10月27日、共和国議会は2022年度予算法案を、賛成108票、反対117票、棄権5票で否決しました。政府は11日に議会に予算案を提出していたが、連立政権を組む共産党(PCP)及び左翼連合(BE)から労働条件の改善等に関して賛同を得られず、全体審議の最終日まで合意を取り付けることができなかった。予算案の否決は1975年の民政化以降初となり、今後は法案成立に向け、民意を問うべく解散総選挙が実施されます。

レベロ・デ・ソウザ大統領は各党からの聴取を行い、11月4日、解散選挙を2022年1月30日に実施する旨宣言しました。尚、2022年度予算法案成立までは、2021年度予算法案を12分割して執行することとなります。

(5) 警戒状態宣言の延長及びブースター接種の開始

10月28日、政府は閣議にて、10月31日まで設定されていた、警戒状態宣言を11月30日まで延長する旨を決定しました。本決定は、過去14日間における10万人当たり感染者数が94件、しばし1.0以下であった実効再生産数(Rt)が1.08に達する等、国内の疫学的状況の悪化に基づいて決定されました。マルタ・テミド保健大臣は、閣議後の会見で「各症例における重症化率は低いが、国内ワクチン接種率が85%を超えた現在もウイルスは伝播し続けている。閉鎖された空間及び環境におけるマスクの着用、密集した場所での滞在及び長時間の滞在の回避、換気といった基本的な対策の継続が重要となる。」と引き続きの警戒を呼び掛けました。また、政府は10月中旬から3回目のワクチン接種(いわゆるブースター接種。ただし2回目の接種完了から6か月が経過していること等が条件。)を開始し、現在65歳以上の者や特定持病のリスクグループが対象となっています。

(6) ウェブサミット2021の開催

11月1日から4日にかけて、リスボンのパルケ・ダス・ナソンエスで、テクノロジーの国際イベント「ウェブサミット2021」が開催されました。4日間で128か国から1,519のスタートアップ企業及び872人の投資家を含む42,751名が来場しました。レベロ・デ・ソウザ大統領は閉会にあたり「来年は10万人の参加者を呼びたい。ウェブサミットは夢ではなく実現の場所である。来年その夢を実現させよう。ウェブサミットは技術についてのイベントではなく、人についてのイベントである。2022年もその精神は失われない。」と、対面での再会を喜び、来年以降の更なる集客の増加を願いました。同イベントは、2009年にアイルランドで発足した後、2016年以降は毎年リスボンで開催されていいます。2020年はパンデミックの影響を受けてオンラインとなったものの、史上最多の10万4,328人がオンラインで参加しました。

広報・文化・その他関係 (イベント)

●「日本映画の知られざる巨匠たち」映画祭 リスボン市及びポルト市において開催される標記映画祭において、田坂具隆監督の『女中ッ子』 (1955 年)、内田吐夢監督の『自分の穴の中で』(1955 年)、吉村公三郎監督の『銀座の女』(1955

- 年)の三作品が以下のとおり上映されます。詳細は、下記までお問い合わせください。
 - ・日時:11月4日(木)~11月10日(水)(リスボン)
 - 11月11日(木)~11月17日(水)(ポルト)
 - · 上映時間:

リスボン

『女中ッ子』

- 11月4、7日:18:15~
- 11月5、8、10日:21:15~
- 11月6、9日:15:15~

『自分の穴の中で』

- 11月4、8、10日:15:15~
- 11月5、9日:18:15~
- 11月6、7日:21:15~

『銀座の女』

- 11月4、9日:21:15~
- 11月5、7日:15:15~
- 11月6、8、10日:18:15~

ポルト

『女中ッ子』

- 11月12、15、17日:21:30~
- 11月13、16日:18:00~
- 11月14日:15:30~

『自分の穴の中で』

- 11月11日:18:15~
- 11月13日:15:30~
- 11月14、16日:21:30~
- 11月17日:18:00~

『銀座の女』

- 11月11、13日:21:45~
- 11月12、15日:18:15~
- 11月14日:18:00~
- ・会場(リスボン): Cinema City Alvalade、Av. de Roma 100, 1700-035 Lisboa
 - (ポルト): Teatro Municipal Campo Alegre、Rua das Estrelas, 4150-762 Porto
- ・お問い合わせ: stoneandplot@gmail.com
- URL: https://www.youtube.com/watch?v=iOcvOXXMEW8



- ●日本語会話クラブ「日本語で話そう! Vamos Nihonguear!」の開催 国際交流基金マドリード日本文化センターとポルトガル日本語教師会(APJP)の共催により、 標記 ZOOM イベントが以下のとおり開催されます。
 - ・日時:11月28日(日) 11時~12時30分(ポルトガル、UTC+0) 20時~21時30分(日本、UTC+9)
 - ・お問い合わせ: nihongo@fundacionjapon.es
 - ・参加申し込み:下記ポスター内 QR コードより



国際文派基金マドリード日本文化センターでは、年に6回、日本語会話クラブ日本語で話そう!(Vamos a Nihonguear!) (通称ニホンゲアール)を実施しています、今回はボルトガル日本語教師会(APJP)設 立2周年を記念してマドリード日本文化センターの共催事業として「オンライン合同ニホンゲアール」を開催

日付: 2021年11月28日(日) 時間: 11時~12時30分 (ボルトガル, UTC+0) 20時~21時30分 (日本, UTC+9) 会場: ZOOM上の会議室

JAPANFOUNDATION & APIP

もしご不明な点がございましたら nihongo@fundacionjapon.es までメールでお問い合わせください。









VAMOS A NIHONGUEAR!



JAPAN FOUNDATION & APJP

●マリア・マヌエラ・アルヴァレス氏及びジョゼ・アルヴァレス氏による著書「Novos Ensaios Luso-Nipónicos」出版記念会

日本におけるポルトガル語・ポルトガル文化の普及に尽力されたマリア・マヌエラ・アルヴァ レス氏及びジョゼ・アルヴァレス氏による標記出版記念会が、以下のとおり開催されます。参加 ご希望の方は、下記宛て先までお申し込み下さい。

· 日時: 12月4日(土) 17:00~

· 会場: Centro Cultural de Belém (Sala Amália Rodrigues)

· 住所: Praça do Império, 1449-033 Lisboa

・お問い合わせ: 21 361 24 00

・参加申し込み: geral@portugaljapan.pt 宛て(11月27日まで)



- ●「日本漢字能力検定」の開催と受験者募集のお知らせ 日本漢字能力検定協会主催の「日本漢字能力検定」が以下の要項で実施されます。 詳細については下記までお問い合わせ下さい。
 - 1) 検定実施日時:2022年 1月29日(土曜日) 13:30
 - 2) 会場:ドンペドロ校
 - 3) 住所: Estrada das Laranjerias 122, 1600-136 Lisboa, Portugal
 - 4) 出願受付期間 2021年 10月 18日(月)~12月 10日(金)
 - 5) 検定級(2級~10級)
- 6) お問い合わせ・お申込み:リスボン補習授業校のサイト lisbon_jschool@yahoo.co.jp < お申込みの際には、氏名(姓・名)、カタカナフリガナ(姓・名)、受験級、生年月日(西暦)が必要です。>
- ●『ポルトガルと日本:洋上再生可能エネルギーにおける主要な発展』ウエビナーの 開催

当館はポルトガルの非営利団体 WavEC と共催で、本年11月30日に『ポルトガルと日本:洋上再生可能エネルギーにおける主要な発展』と題したウエビナーを開催します。両国の実業界及び学界からの、この分野における著名な講演者が、自らの活動を紹介し、各テーマの議論を深めていきます(全3テーマ)。また、当館からは牛尾大使が、ポルトガルから二人の閣僚(海洋大臣及び科学技術高等教育大臣)が参加します。

テーマや講演者・演題、時間付けなどイベント詳細はこちらからご覧になれます。 https://www.wavec.org/en/events/seminar-2021

本ウエビナーは英語で行われ、完全無料です。一部のみの視聴も可能ですので、少しでも興味 を持たれた方は、ご遠慮なく同サイトから視聴登録をお願いいたします(事務局から具体的な視 聴方法について連絡が参ります)。

(お知らせ)

●「まるごと(A1)日本語オンラインコース」のポルトガル語版自習コースの開講 国際交流基金の日本語学習サイト「みなと」に「まるごと日本語オンラインコース(A1)」の解 説言語としてポルトガル語が新たに加わりました。

本コースは、インタラクティブな e ラーニング教材で、コミュニケーションのための日本語 (聞く、話す、読む、書く)を総合的に学ぶことができます。

下記 URL をご参照ください。

URL: https://www.fundacionjapon.es/jp/Actividades/Lengua-Japonesa/evento/222/marugoto-online-portugues

●広報文化班より

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまでご連絡下さい。

4. 領事関係

(1) 新型コロナウイルス感染症について

ア 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますので御利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ (ポルトガル語)

https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

https://www.dgs.pt/corona-virus

内閣官房ホームページ

https://corona.go.jp/

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

イ なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害(感染者であるかのごとく扱われる被害)等について、お心あたりのある方は、当館領事班へ御連絡くださるようお願いいたします。

(2) 日本へ(一時) 帰国をお考えの方へ

ア 本年6月21日以降、ポルトガルは「変異株 B. 1.617 指定国・地域」(9月17日以降は、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」)に指定されていましたが、11月5日、日本国政府は当国の同指定を解除する旨発表しました。これにより、日本時間11月8日午前0時以降の入国者は、検疫所長が指定する場所での3日間の待機及び3日目の検査は求められません。

イ 一方、全ての入国・帰国者に求められている陰性証明書、誓約書、質問票の提示及びアプリの登録が必要なことに変更はありません。また、入国後14日間の自宅等での待機措置も維持されていますが、入国後10日目以降、自主的(自己負担)に受けた検査の陰性結果を厚生労働省(入国者健康確認センター)に届け出れば、その時点で待機措置期間は終了となります。詳細は、以下のリンク先をご確認ください。

ワクチン接種証明書による待機期間の短縮等(Q&A):

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html

(注) ポルトガルで発行された EU デジタル証明書をお持ちの方については、Johnson&Johnson 社の Janssen は、日本が有効と認めるワクチン接種証明書の対象ワクチンには含まれませんので 御注意ください。

ウ 上記イの陰性証明書については、4月19日以降、検疫における確認が一層厳格化され、厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による証明書は、空港の検疫所及び航空会社により無効なものと取り扱われますので、十分御留意ください。同検査検体及び検査方法等を確認する方法として早見表が、また、検査証明書に関するQ&Aも公表されていますのでそれぞれ以下のリンクから御確認ください。

早見表: https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100206716.pdf

Q&A: 100228788. pdf (emb-japan. go. jp)

エ 厚生労働省が有効と認める検査証明書の様式は、以下のリンクにあるポルトガル語・英語併記版の利用も可能です。任意の様式の利用も可とはされていますが、その場合は、航空機への搭乗や本邦入国時の審査において時間がかかるほか、必須項目が1つでも欠けていると搭乗が拒否されたり、検疫法に基づく入国拒否となるおそれもありますので、極力指定の様式を御利用ください。同様式での証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストも当館ウエブサイトに掲載しています。

ポルトガル語/英語版検査証明書: https://www.mhlw.go.jp/content/000806508.pdf 医療機関・検査機関リスト: https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf

(3) 日本へ商用・就労目的で入国される方へ

11月5日に発表された日本国政府の新たな防疫措置により、商用・就労目的で日本に短期滞在されるビジネス関係者等は、以下の条件を満たせば入国後4日目以降、予め認められた活動計画書に添った行動が可能となりました。

ア ワクチン接種証明書(ファイザー、モデルナ、アストラゼネカのいずれか)を所持

イ 日本国内の受入責任者(企業・団体等)から、その所管省庁に誓約書及び活動計画書等の申

請書式を提出し、事前に審査を受けていること。

ウ 入国翌日から起算して3日目以降に自主的にPCR検査あるいは抗原定量検査を受け、その陰性結果を厚生労働省(入国者健康確認センター)に届け出ること。

上記措置の詳細は、以下のサイトを御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

(4) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html

(5) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの活用

現在、日本国内の6空港(成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港)においては、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが設置されています。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いします。

https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621

https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile

(6) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、大規模事件・事故、テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出いただいた方々には、安全に係る情報を提供しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、ポルトガルに在住しておられるご友人・知人で、まだ在留届を提出していない方がおられましたら、届出を行うよう御案内ください。

届け出はこちらから→ https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

(7) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援

などを受けることができます。

ご登録はこちらからお願いします→ https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

(8) マイナンバーカードの取得について~海外から帰国したら~

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・ 拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本 人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な 本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカード で、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体 によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書 など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で 手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(ただし、市区町村によって手数料や サービス内容が異なります。)。また、マイナンバーカードを用いて e-Tax による確定申告をは じめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは 健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナン バーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。 同3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度においてまた、令和5年(2023 年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。 ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合 でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる 他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓 口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要にな る様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願いします。

(9) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてに E-mail にて御連絡ください。

在ポルトガル日本国大使館(領事班)

住所: Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL: 21-311-0560 FAX: 21-354-3975 E-mail: consular@lb.mofa.go.jp